

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文 目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）	1
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（第二条関係）	3

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設検査等を要する核燃料物質）</p> <p>第四十一条 法第五十五条の二第一項及び第五十七条第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>（核燃料物質の使用に係る防護措置が必要な場合）</p> <p>第四十二条 法第五十六条の三第二項に規定する政令で定める場合は、使用施設等（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。</p> <p>（受託貯蔵に係る防護措置が必要な特定核燃料物質）</p> <p>第五十三条 法第六十条第一項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。</p> <p>（報告）</p> <p>第五十九条 法第六十七条第五項の規定により原子力規制委員会が国際規制物資を使用している者（国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。）その他の者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（外務省職員の立会いを要する立入検査等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第九項の政令で定める場合は、国際原子</p>	<p>（施設検査等を要する核燃料物質）</p> <p>第四十一条 法第五十五条の二第一項及び第五十六条の三第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>（核燃料物質の使用に係る防護措置が必要な場合）</p> <p>第四十二条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める場合は、使用施設等（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。</p> <p>（受託貯蔵に係る防護措置が必要な特定核燃料物質）</p> <p>第五十三条 法第六十条第二項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。</p> <p>（報告）</p> <p>第五十九条 法第六十七条第四項の規定により原子力規制委員会が国際規制物資を使用している者（国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。）その他の者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（外務省職員の立会いを要する立入検査等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第八項の政令で定める場合は、国際原子</p>

力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合（当該立入検査の際に同条第十四項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。）とする。

一〜三 （略）

（国家公安委員会等との関係）  
第六十三条 （略）

2 法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一〜六 （略）	（略）
七 その貯蔵に用いる施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官
八 受託貯蔵者であつて前号に規定するもの以外のものについての法第六十条第一項の規定の運用に関する意見	国家公安委員会

力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合（当該立入検査の際に同条第十三項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。）とする。

一〜三 （略）

（国家公安委員会等との関係）  
第六十三条 （略）

2 法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一〜六 （略）	（略）
七 その貯蔵に用いる施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官
八 受託貯蔵者であつて前号に規定するもの以外のものについての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見	国家公安委員会

改正案	現行
<p>（補償損失）</p> <p>第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。</p> <p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十三条の六第六項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の三の二、第四十三条の三の二第四項、第四十三条の三の二第七項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の八、第四十三条の二第四項、第四十三条の二第五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三、第五十七条第四項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（補償損失）</p> <p>第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。</p> <p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十三条の六第六項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の三の二、第四十三条の三の二第四項、第四十三条の三の二第七項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の八、第四十三条の二第四項、第四十三条の二第五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三第三項若しくは第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。</p> <p>二・三（略）</p>